

介護保険サービス

初めて利用される方のガイド



余市町

～ 目 次 ～

	ページ
・介護保険の被保険者	1
・高齢者の生活や介護の相談・支援窓口	2・3
・介護が必要になったら	4
・状態に応じたサービスが利用できます	5
・こんなときのための介護（予防）サービス一覧	6
・介護サービスの利用者負担は	7
・介護予防・日常生活支援総合事業	8・9
【各サービスの説明】	
1. 居宅介護支援（介護サービス計画作成）	10・11
2. 訪問介護（ホームヘルプサービス）	12・13
3. 訪問看護	14
4. 訪問入浴介護	15
5. 訪問リハビリテーション	16
6. 通所介護（デイサービス）	17～19
7. 通所リハビリテーション（デイケア）	20・21
8. 小規模多機能型居宅介護	22
9. 短期入所療養介護（ショートステイ）	23
10. 短期入所生活介護（ショートステイ）	24
11. 福祉用具貸与	25
12. 福祉用具の購入費の支給	26
13. 住宅改修費の支給	27
14. 居宅療養管理指導	28
15. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	29
16. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	30
17. 介護老人保健施設	31
18. 介護医療院	32
19. 特定施設入居者生活介護	33・34
・施設サービスの利用者負担	35
・高額介護サービス費	36
・高齢者に対するその他の各種事業	37・38
・身体障がい者に関する助成・援護制度	39

介護保険の被保険者

40歳以上の町民のみなさんは、余市町が運営する介護保険の加入者（被保険者）となります。被保険者は年齢によって『第1号被保険者』と『第2号被保険者』に分けられます。

第1号被保険者

65歳以上の方

原因を問わず、日常生活を送るために介護が必要と認定された場合に、サービスを利用できます。

第2号被保険者

40歳以上65歳未満の方

老化が原因とされる病気（特定疾病※）により介護が必要と認定された場合に、サービスを利用できます。



※特定疾病とは

次の16種類が指定されています。

- ① がん ② 関節リウマチ ③ 筋萎縮性側索硬化症
- ④ 後縦靱帯骨化症 ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥ 初老期における認知症(アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等)
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
- ⑧ 脊髄小脳変性症 ⑨ 脊柱管狭窄症 ⑩ 早老症(ウェルナー症候群等)
- ⑪ 多系統萎縮症 ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患(脳出血、脳梗塞等) ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎)
- ⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変性を伴う変形性関節症

～ 高齢者の生活や介護の相談・支援窓口～

高齢者の方が 自分らしく 安心して暮らせるために・・・

余市町地域包括支援センター 介護相談スペース あったか

黒川町12丁目62番地1
イオン余市店
さくらんぼ駐車場側1F

☎48-6015

- 主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等の専門職員が相談・支援を行います。
- 本人又は家族はもちろん、近隣の住民や地域のネットワークを通じ様々な相談を受け、必要な保健・医療・福祉サービスの調整を行い、高齢者の方の生活を総合的に支援する機関です。

このようなときに、地域包括支援センターに相談ください。

- 介護保険を利用したいが、どうしたらよいかわからない。
 - 福祉のことを詳しく知りたい。
 - 物忘れや足の衰えが気になるので、予防したい。
 - 高齢者の方への虐待かな？と思われる話を聞いた。
 - ご近所の方の生活や健康が心配。
 - その他、気がかりなことがあるが、どこに相談したらよいかわからない。
- *相談は無料です。*相談内容の秘密も守られます。*安心してご相談ください。
*希望に応じ、訪問して相談を受けられます。

総合相談支援事業

- 高齢者や介護を行っている方の様々な相談を受け、専門の機関に紹介したり適切なサービス利用ができるよう支援します。
- 余市町の福祉サービスの利用に関する説明や申請手続きのお手伝いをします。

介護予防ケアマネジメント事業

介護が必要となるおそれのある事業対象者や要介護認定で要支援（１・２）と認定された方を対象に、一人ひとりの生活に合わせた介護予防プランを作成し、支援や介護予防サービス利用のための調整を行います。

権利擁護・虐待の早期発見・防止

- 地域のネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待の防止や早期発見など必要な支援を行います。
- 判断能力が低下した方の相談に応じ、成年後見制度の活用によるサービス利用の契約や預貯金の管理など、高齢者の権利を守るための支援を行います。

地域づくりの支援等

- 町民の方が、より暮らしやすくなるよう、地域における様々な関係者のネットワークづくりを行います。
- 地域のケアマネジャーが、円滑に仕事が行えるよう支援します。

～ 高齢者の生活や介護の相談・支援窓口～

高齢者の方が 自分らしく 安心して暮らせるために・・・

沢町5丁目77番地

余市町在宅介護支援センター かるな ☎22-3115

- 社会福祉士・保健師・看護師等の専門職員が相談・支援を行います。
- 在宅介護や保健福祉サービスに関する身近な相談窓口として、適切な支援が受けられるよう各保健福祉機関との連絡調整を行い、相談・支援を行います。
- 地域の介護予防を応援する役割として、地域に根ざした介護予防活動を行います。
- 余市町地域包括支援センターの窓口機関として業務を行っています。

こんな時はお気軽にご相談ください

一人暮らしが不安になってきた。
生活の相談がしたい…

余市町の福祉サービスには
どのようなものがあるの？

町内会で介護予防学習会を
行いたい…

介護保険について知りたい。
介護サービスを利用したいが…

介護のことで悩みがある。
誰に相談したらいいのだろう…

最近閉じこもりがちで…
どこか集まれる場所はないかな。

- 電話や訪問など、ご希望にあわせて相談に応じます。
- 余市町の福祉サービスの利用に関する説明や申請手続きのお手伝いをします。

高齢者が安心して暮らせるための相談・支援活動

- 定期的に担当者が自宅へ訪問し、保健福祉に関する相談や支援を行います。
- 配食サービス利用者への訪問と定期的なアセスメント業務を行います。

介護予防教室活動

地域の介護予防を目指し、余市町保険推進委員や区会などと連携し、地域に出向き、介護予防教室を行っています。

いきいきふれあい教室事業

閉じこもり予防・介護予防を目的に、茶話会、レクリエーション、調理実習、健康学習会（運動器の向上、栄養改善、口腔機能向上）など、地域のボランティアと一緒に事業を行っています。

介護が必要になったら…

介護サービス利用までの流れ

*明らかに要介護認定が必要な場合

*予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合 等

被 保 険 者

役場の窓口相談

基本チェックリスト

要介護認定申請

事業対象者

訪 問 調 査

主治医の意見書

一 次 判 定

介 護 認 定 審 査 会 《 二 次 判 定 》

要介護

要支援

非該当（自立）

居宅介護支援事業所が作成する「居宅サービス計画」が必要です。

介護サービス

地域包括支援センターが作成する「介護予防サービス計画」が必要です。

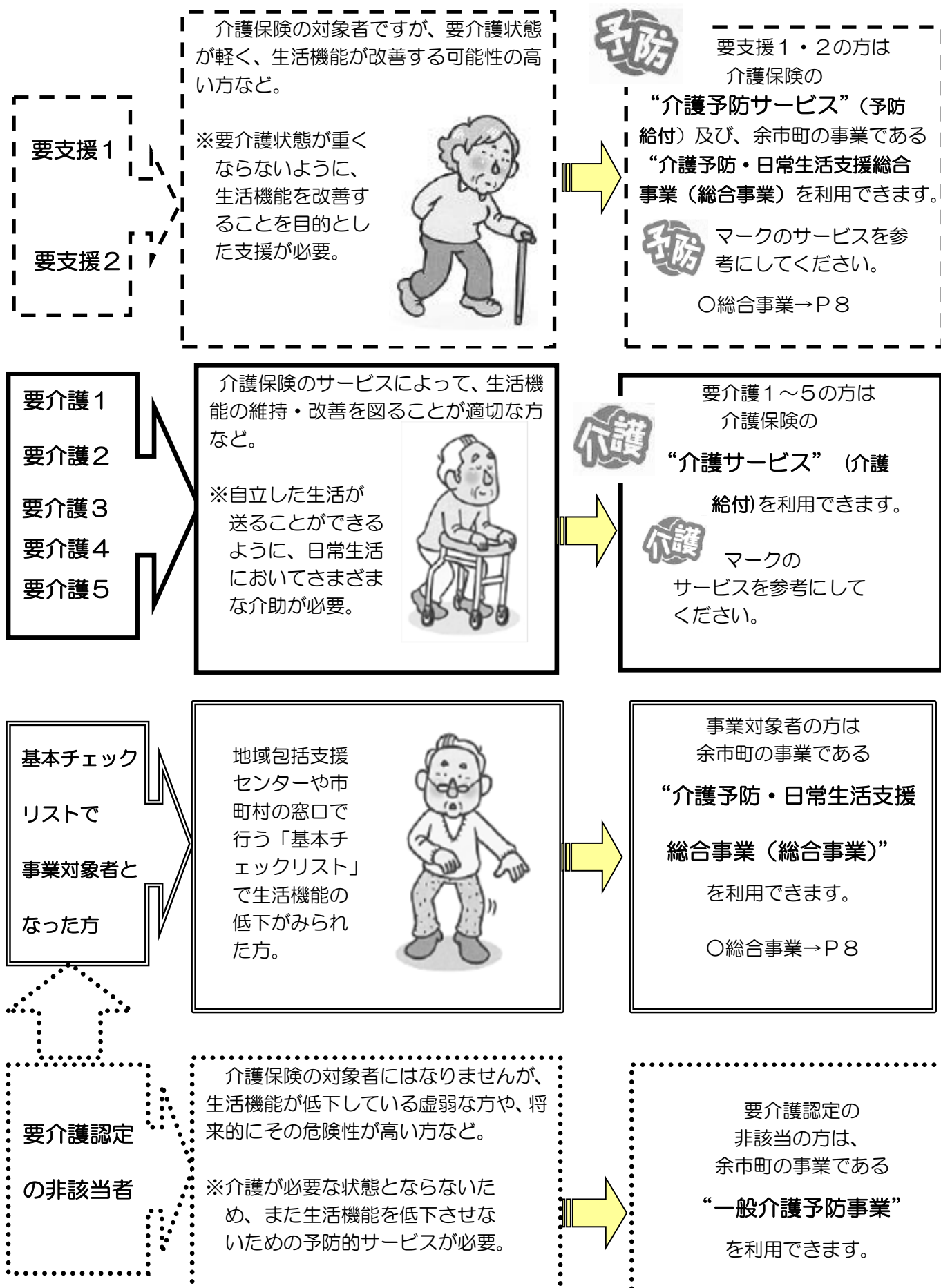
介護予防サービス

地域包括支援センターが作成する「介護予防ケアマネジメント」が必要です。

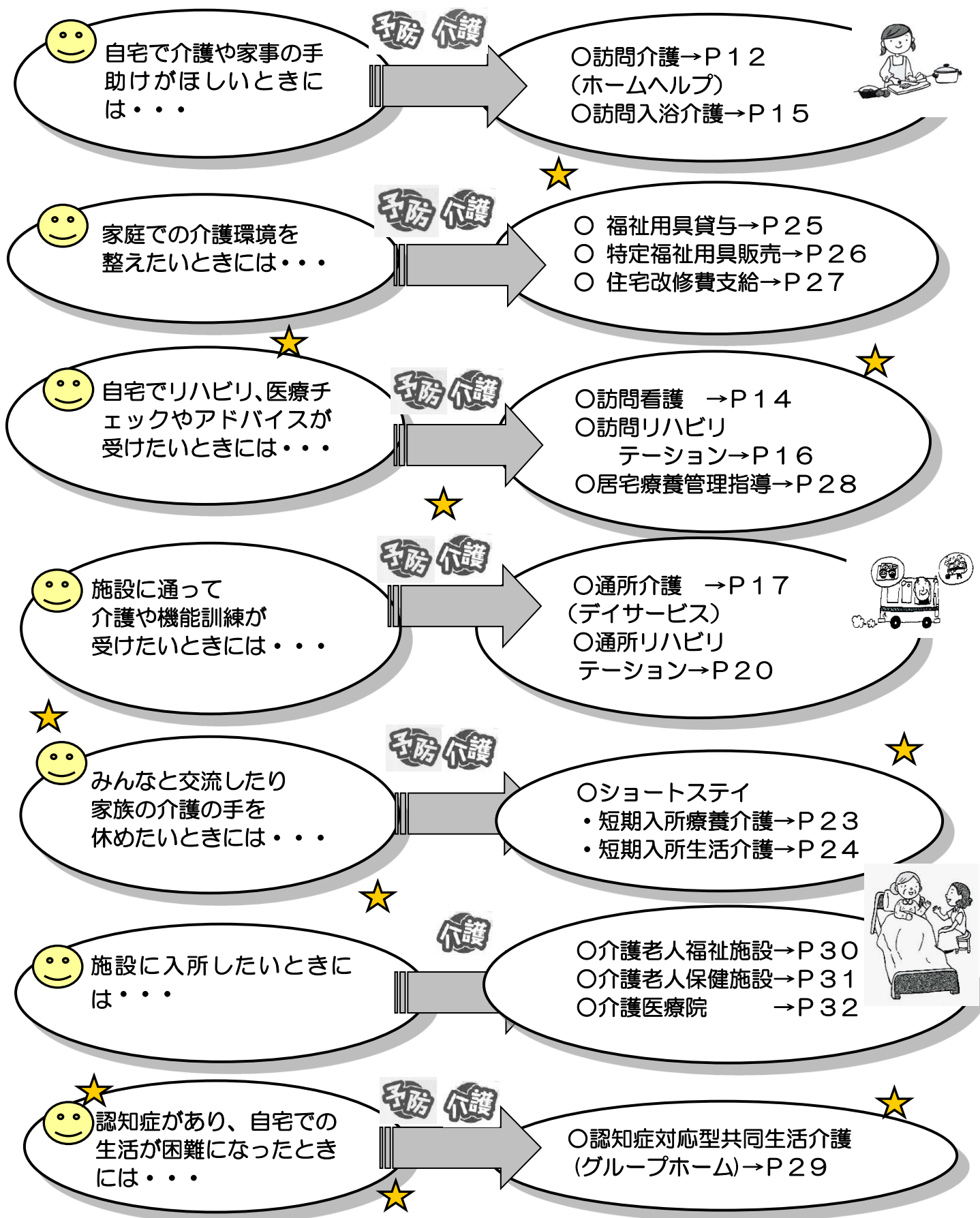
介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業・介護予防教室 等

状態に応じたサービスが利用できます！



こんなときのための介護(予防)サービス一覧



介護サービスの利用者負担は…

介護サービスの利用者負担

※ 利用者は**費用の1割～3割**を負担します。

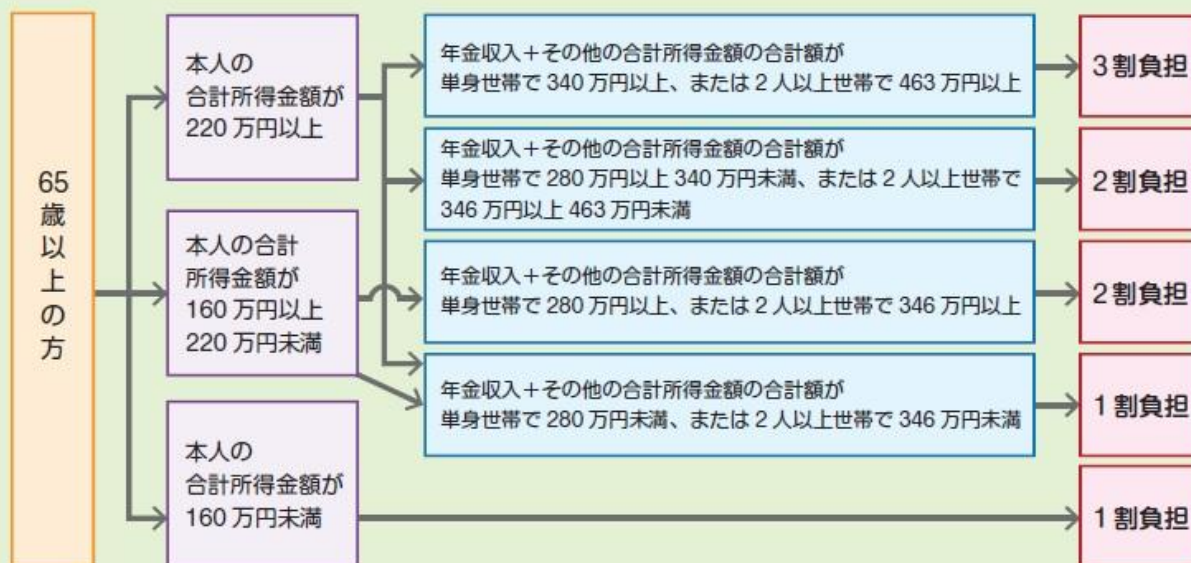
■ 1割負担の場合 ■

区 分		支給限度額（月額）※	利用者負担額（月額）
予防 給付	要支援1	50,320 円	5,032 円
	要支援2	105,310 円	10,531 円
介護 給付	要介護1	167,650 円	16,765 円
	要介護2	197,050 円	19,705 円
	要介護3	270,480 円	27,048 円
	要介護4	309,380 円	30,938 円
	要介護5	362,170 円	36,217 円

※ 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護・地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院を組み合わせ利用した合計額。

※ 支給限度額を超えたサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

利用者負担の判定の流れ



※ 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

～介護予防・日常生活支援総合事業～

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

総合事業には、要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより事業対象者と判断された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

○訪問型サービス

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問してサービスを提供します。

((主なサービス内容))

身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、からだの清拭
- 服薬の介助

生活援助

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除やベッドメイク
- 生活必需品の買物 など

○通所型サービス

通所型サービス施設は利用者に通ってもらい日帰りでのサービスを提供します。

((主なサービス内容))

- 運動機能の向上：理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニングやバランストレーニングなどを行います。
- 栄養改善：管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材の購入方法の指導、情報提供などを行います。
- 口腔機能の向上：歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・嚥下機能の向上させる訓練などを行います。
- 生活機能の向上：集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

○介護予防支援事業

(ケアマネジメント)

要介護認定で要支援（１・２）と認定された方で総合事業のみ利用の方及び、チェックリストにより事業対象者と判断された方を対象に、１人１人の生活に合わせたケアプランを作成し、総合事業による各サービスを適切に利用できるよう調整を行います。

一般介護予防事業

○介護予防普及啓発事業

介護予防教室

- ・いきいきふれあい教室
- ・ふまねっと教室
- ・地域まるごと元気アッププログラム運動教室

＊＊利用料のめやす＊＊

■ 訪問型サービス ■

	要介護度	サービス内容	利用料（1割の場合）
1 か月につき	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用	1, 176円
		週2回程度の利用	2, 349円
	要支援2	週2回を超える程度の利用	3, 727円

※上記のほか、初回加算（200円）等の加算料金があります。

■ 通所型サービス ■

※通所型サービス（デイサービス）の料金は、月額定額制です。

サービス内容等		利用料（1割の場合）
1 か月につき（共通的サービス） ※送迎、入浴を含む	事業対象者・要支援1	1, 798円
	要支援2	3, 621円

※上記のほか、生活機能向上グループ活動加算（100円）、若年性認知症利用者受入加算（240円）、栄養アセスメント加算（50円）、栄養改善加算（200円）、口腔機能向上加算（150円または160円）等の加算料金があります。

1. 居宅介護支援（介護サービス計画作成）

在宅でサービスを利用する際には、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）を決めて介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、利用者やその家族が自分でケアプランを作成することもできますので、ご希望の方は役場介護保険係までご相談ください。

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは…

介護の知識を広く持った専門家です。
担当のケアマネジャーが、自宅まで訪問して利用者やその家族と相談したうえで、利用者にふさわしいケアプランを作成し、サービス事業者への連絡や手配等を行います。
また、施設に入所する際にも相談に応じます。

～ケアプランのチェックポイント～

ケアプランは利用者が納得し、同意してはじめて成立します。ケアマネジャーから提案されたケアプランに、利用者や家族は積極的に意見を出しましょう。また、疑問や不安な点は質問し、本当に必要なケアプラン作成に心がけましょう。

～ 利用者の視点でチェックするポイント ～

■希望するサービスが組み込まれ、その回数や期間に満足できていますか？

■段階に応じて自立を促す目標設定が考慮されていますか？



■必要でないと思われるサービスが組み込まれていませんか？



■保険外の費用を含めて、自己負担は予算内でおさまっていますか？



■日常生活での本人の不安や家族の負担が軽減されていますか？



■サービス量が多すぎて逆に本人や家族の負担になっていませんか？



＊ ＊基本料金と自己負担＊ ＊

※居宅介護支援（介護サービス計画作成、給付管理票作成など）の基本料金は下記のとおりですが、原則、全額介護保険で負担するため、利用者の自己負担はありません。

基本料金			自己負担
予防	初回加算	3,000円	なし
	要支援1・2	4,420円	
介護	初回加算	3,000円	
	要介護1・2	10,860円	
	要介護3・4・5	14,110円	



余市町内の居宅介護支援事業所一覧

事業所名	住所	電話番号
居宅介護支援事業所 フルーツ・シャトーよいち	〒046-0003 余市町黒川町19丁目1番地2	(0135)21-4600
居宅介護支援事業所 かるな	〒046-0022 余市町沢町5丁目77番地	(0135)22-3115
健志会 よいち介護相談センター (介護老人保健施設よいち内)	〒046-0012 余市町山田町201番地5	(0135)48-5231
ケアプラン事業所 向日葵	〒046-0025 余市町富沢町10丁目10番地	(0135)23-8302

2. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅に訪問して、介護や日常生活上の世話を行います。



要介護1～5の方 訪問介護

訪問介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ホームヘルパー（訪問介護員）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

※要支援者、事業対象者の訪問介護利用料等は総合事業ページに記載。→P 8

～ 主なサービス内容 ～

身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、からだの清拭
- 服薬の介助
- 通院などの介助 など

生活援助

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除やベッドメイク
- 生活必需品の買物 など



通院等乗降介助

- 通院等のための乗車または降車の介助



ご注意 こんなサービスは頼めません

- × 来客の対応（お茶や食事の手配など）
- × ペットの世話
- × 留守番
- × 草むしりや花木の手入れ
- × 自家用車の洗車や清掃
- × 家族など利用者以外のための家事（家族全員分の食事準備や洗濯など）
- × 家具や電気機器などの移動や修繕

- × 室内外の家屋の修理
- × 医療行為
- × 金銭や貴重品の取扱い（預貯金の引き出しや年金受取りなど）

※日常生活自立支援事業（社会福祉協議会が実施している事業で、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を対象に福祉サービスの利用援助等を行う。）や成年後見制度（→P 37）を利用しましょう。

利用料のめやす

■ 介護給付の利用料のめやす ■

サービス内容		利用料（１割の場合）
身体介護	２０分未満	１６３円
	２０分以上３０分未満	２４４円
	３０分以上１時間未満	３８７円
	１時間以上	５６７円
	以後３０分を増すごとに加算	８２円
生活援助	２０分以上４５分未満	１７９円
	４５分以上	２２０円
通院等乗降介助	１回につき	９７円

* 早朝、夜間、深夜などは、加算があります。

* 通常の実施地域以外で受けた場合の交通費は保険適用外です。

* 利用者を運送する際には、別途運賃や介助費用等がかかります。

余市町内の訪問介護事業所一覧

事業所名	住 所	電 話 番 号
(株)在宅介護サービス サブチャン	〒０４６－０００３ 余市町黒川町３丁目１０６番地	(０１３５) ２３－３１８１
さくらケアセンター 訪問介護事業所	〒０４６－０００４ 余市町大川町１７丁目１５番地	(０１３５) ２２－７０８８
ヘルパーステーション華	〒０４６－０００３ 余市町黒川町１２丁目３番地	(０１３５) ２２－６６００
ケアセンター はやぶさ	〒０４６－０００３ 余市町黒川町１７丁目２番地８	(０８０) １９７０－０２７５
訪問介護事業所 ケアサポート花ごころ	〒０４６－００１１ 余市町入舟町９番地４	(０１３５) ４８－６３２１
ケアセンター あすなろ	〒０４６－０００３ 余市町黒川町１１１４番地３０	(０１３５) ２３－４５４８

3. 訪 問 看 護

主治医の指示をもとに看護師などが自宅を訪問して、診療の補助や療養上の世話をを行います。



要支援1・2の方 介護予防訪問看護

疾病などを抱えている方について、看護師が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や、診療の補助を行います。



要介護1～5の方 訪問看護

疾病などを抱えている方について看護師が自宅を訪問して、療養上の世話や、診療の補助を行います。

～ 主なサービス内容 ～

- 血圧や脈拍などの病状チェック
- 食事や入浴、排せつの介助
- 床ずれの予防や処置
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機械などの管理や医療措置 など



＊ ＊ 利用料のめやす ＊ ＊

サービス内容		利用料（1割の場合）	
		要介護	要支援
訪問看護ステーションから	20分未満	314円	303円
	20分以上30分未満	471円	451円
	30分以上1時間未満	823円	794円
	1時間以上1時間30分未満	1,128円	1,090円
	理学療法士等による訪問の場合（1回につき）	294円	284円
病院または診療所から	20分未満	266円	256円
	20分以上30分未満	399円	382円
	30分以上1時間未満	574円	553円
	1時間以上1時間30分未満	844円	814円

＊緊急時訪問看護加算、早朝、夜間、深夜、初期加算等があります。ケアマネジャーにご相談ください。

余市町内の訪問看護事業所一覧

事業所名	住 所	電 話 番 号
勤医協よいち 訪問看護ステーション	〒046-0003 余市町黒川町12丁目46番地 （勤医協余市診療所内）	(0135) 22-7124

4. 訪 問 入 浴 介 護

浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問し、入浴の介助を行うことで、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。



要支援1・2の方 介護予防 訪問入浴介護

自宅に浴室がない場合や、感染症等の理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



要介護1～5の方 訪問入浴介護

介護士と看護師が自宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

～ 主なサービス内容 ～

- 看護師などによる健康チェック
- 入浴、洗髪、清拭の介助

など



＊ ＊ 利用料のめやす ＊ ＊

サービス内容		利用料（1割の場合）
介護予防訪問入浴介護（要支援1・2）	1回につき	856円
訪問入浴介護	1回につき	1,266円

※基本料金は、看護職員1名、介護職員2名の計3名でのサービス提供。

（要支援の場合は看護職員1名、介護職員1名の計2名でのサービス提供。）

＊通常の実施地域以外で受けた場合の交通費の負担があります（介護保険外）。

※現在、町内で運営している事業所はありませんが、札幌から来る事業所があります。担当のケアマネジャーにご相談ください。

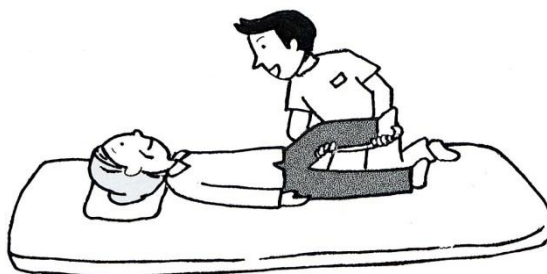
5. 訪問リハビリテーション

通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士や作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問して、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

＊＊利用料のめやす＊＊

サービス内容	利用料（１割の場合）	
１回あたり２０分以上	要介護	要支援
	３０８円	２９８円

※上記のほか、リハビリマネジメント加算（１８０円～４８３円）、認知症短期集中リハビリテーション実施加算（２４０円）等の加算料金があります。事業所にご確認ください。



余市町内の訪問リハビリテーション事業所一覧

事業所名	住所	電話番号
医療法人社団 倫仁会 小嶋内科	〒０４６－０００３ 余市町黒川町７丁目１３番地	(０１３５) ２２－２２４５
社会福祉法人 北海道社会事業協会余市病院 (余市協会病院)	〒０４６－０００３ 余市町黒川町１９丁目１番地１	(０１３５) ２３－３１２６

6. 通所介護（デイサービス）

デイサービス施設での入浴・食事の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。



要支援1・2の方 介護予防認知症対応型 通所介護

認知症対応型通所介護は認知症の利用者が、できるだけ自宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、生活機能の維持または向上をめざし、社会的孤立感の解消と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。



要介護1～5の方 通所介護・地域密着型通 所介護・認知症対応型通所介護

通所介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅に引きこもりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

※要支援者、事業対象者の通所介護利用料等は総合事業ページに記載。→P 8

＊ ＊利用料のめやす＊ ＊

■ 通所介護（デイサービス）・地域密着型通所介護（地域密着型サービス） ■
利用料（1割の場合）

サービス内容（一例）	要介護度	通所介護（通常規模型）	地域密着型通所介護
利用時間 3時間以上 4時間未満	要介護1	370円	416円
	要介護2	423円	478円
	要介護3	479円	540円
	要介護4	533円	600円
	要介護5	588円	663円
利用時間 6時間以上 7時間未満	要介護1	584円	678円
	要介護2	689円	801円
	要介護3	796円	925円
	要介護4	901円	1,049円
	要介護5	1,008円	1,172円
利用時間 7時間以上 8時間未満	要介護1	658円	753円
	要介護2	777円	890円
	要介護3	900円	1,032円
	要介護4	1,023円	1,172円
	要介護5	1,148円	1,312円

■ 認知症対応型通所介護（地域密着型サービス） ■
事業所の設置型別利用料（１割の場合）

サービス内容（一例）	要介護度	単独型	併設型	共用型
利用時間 6時間以上 7時間未満	要支援１	760円	684円	424円
	要支援２	851円	762円	447円
	要介護１	880円	790円	457円
	要介護２	974円	876円	472円
	要介護３	1,066円	960円	489円
	要介護４	1,161円	1,042円	506円
	要介護５	1,256円	1,127円	522円
利用時間 7時間以上 8時間未満	要支援１	861円	773円	484円
	要支援２	961円	864円	513円
	要介護１	994円	894円	523円
	要介護２	1,102円	989円	542円
	要介護３	1,210円	1,086円	560円
	要介護４	1,319円	1,183円	578円
	要介護５	1,427円	1,278円	598円

*加算料金（個別機能訓練、入浴介助、栄養改善等）が必要に応じてかかります。

*食費などが別にかかります（保険適用外）。



余市町内の通所介護事業所一覧 (デイサービス)

《 通 所 介 護 》

事 業 所 名	住 所	電 話 番 号
フルーツ・シャトーよいち	〒046-0003 余市町黒川町19丁目1番地2	(0135)48-6033
デイサービスひかり	〒046-0003 余市町黒川町3丁目36番地	(0135)48-5336
短時間型デイサービス リハポート余市	〒046-0004 余市町大川町17丁目3番地	(0135)48-5102
デイサービス 花ごころ	〒046-0011 余市町入舟町9番地6	(0135)48-6301
ハッピーサポート 花ごころ	〒046-0011 余市町入舟町9番地4	(0135)48-6321
リハビリデイサービス 花ごころ	〒046-0021 余市町浜中町4番地8	(0135)48-6307

《 通 所 介 護 (地域密着型サービス) 》

事 業 所 名	住 所	電 話 番 号
デイサービスセンター ぷらっと・よいち	〒046-0003 余市町黒川町8丁目26番地	(0135)23-7755
デイサービス 華	〒046-0003 余市町黒川町12丁目3番地	(0135)22-7000
でいさあーびす 笑	〒046-0003 余市町黒川町20丁目12番地18	(0135)48-5800
デイサービスセンター よいち銀座 はくちょう	〒046-0003 余市町黒川町2丁目91番地	(0135)48-5544
デイサービスセンター かるな	〒046-0022 余市町沢町5丁目77番地	(0135)22-0063

《 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 (地域密着型サービス) 》

事 業 所 名	住 所	電 話 番 号
フルーツ・シャトーよいち (併設型・GH共用型)	〒046-0003 余市町黒川町19丁目1番地2	(0135)22-5350

7. 通所リハビリテーション（デイケア）

病院や介護老人保健施設などに通い、入浴・食事の提供や理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。



要支援1・2の方 介護予防通所 リハビリテーション

老人保健施設や医療機関等で、食事等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行う他、その方の目標に合わせたサービスを提供します。



要介護1～5の方 通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを行います。

＊＊利用料のめやす＊＊

■ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ■

※要支援1・2の方のデイケアの料金は、月額定額制です。

サービス内容		利用料（1割の場合）
1か月につき（共通的サービス） ※送迎、入浴を含む	要支援1	2,268円
	要支援2	4,228円

＊加算料金（退院時共同指導加算、栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算、一体的サービス提供加算等）が必要に応じてかかります。

＊食費などが別にかかります（保険適用外）。

■ 通所リハビリテーション（デイケア） ■

※通常規模型で病院の場合（1日につき）

サービス内容（一例）		利用料（1割の場合）
1時間以上2時間未満 ※送迎を含む	要介護1	369円
	要介護2	398円
	要介護3	429円
	要介護4	458円
	要介護5	491円

※通常規模型で介護老人保険施設の場合（１日につき）

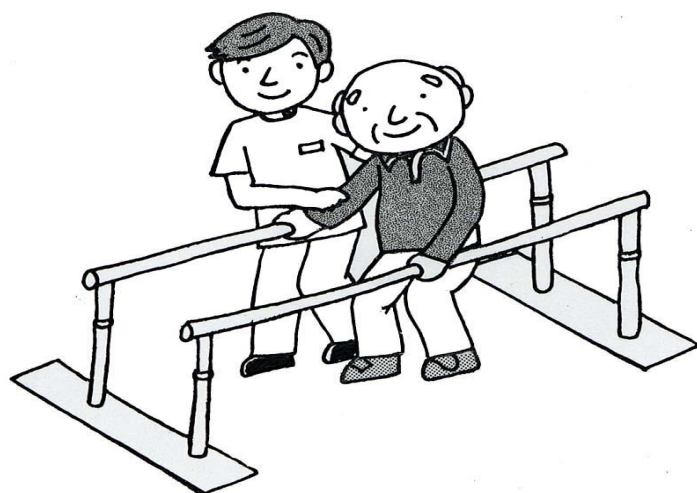
サービス内容（一例）		利用料（１割の場合）
5時間以上6時間未満 ※送迎を含む	要介護１	622円
	要介護２	738円
	要介護３	852円
	要介護４	987円
	要介護５	1,120円

＊加算料金（入浴介助加算、リハビリテーションマネジメント加算、栄養アセスメント加算等）が必要に応じてかかります。

＊食費などが別にかかります（保険適用外）。

余市町内のデイケア事業所一覧

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設 よいち	〒046-0012 余市町山田町201番地5	(0135)21-4567



8. 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。



要支援1・2の方 介護予防小規模 多機能型居宅介護

介護予防を目的とし、24時間対応の「訪問」「通所」「宿泊」のサービスを希望に応じて組合せ選択し、日常生活上の世話、機能訓練等の支援を行います。



要介護1～5の方 小規模多機能型 居宅介護

利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、24時間対応の「訪問」「通所」「宿泊」のサービスを希望に応じて組合せ選択し、日常生活上の世話、機能訓練等の支援を行います。

利用料のめやす

※介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の料金は、月額定額制です。

サービス内容		利用料（1割の場合）
・入浴、排せつ、食事の介護 ・調理、洗濯、掃除等の家事 ・生活等に関する相談・助言 ・健康管理 ・機能訓練 等 （1か月につき）	要支援1	3,450円
	要支援2	6,972円
	要介護1	10,458円
	要介護2	15,370円
	要介護3	22,359円
	要介護4	24,677円
	要介護5	27,209円

*認知症加算、看護職員配置加算等があります。ケアマネジャーにご相談ください。

*上記のほか、食事代などが別にかかります（保険適用外）。

余市町内の小規模多機能型居宅介護事業所一覧

事業所名	住所	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち	〒046-0003 余市町黒川町15丁目7番地11	(0135) 48-5078

9. 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間（１～４週間程度）介護老人保健施設、介護医療院に入所しながら、医学的な管理のもと介護や日常動作訓練が受けられます。



要支援１・２の方 介護予防 短期入所療養介護

施設や医療機関等に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。



要介護１～５の方 短期入所療養介護

施設や医療機関等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。

＊＊利用料のめやす＊＊

■代表的な部屋のタイプ別 １日の利用料（１割の場合）

給 付		介護老人保健施設		Ⅱ型介護医療院	
		従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
予 防	要支援１	５７９円	６１３円	５７４円	６３７円
	要支援２	７２６円	７７４円	７０３円	７８７円
介 護	要介護１	７５３円	８３０円	７３１円	８４６円
	要介護２	８０１円	８８０円	８２９円	９４５円
	要介護３	８６４円	９４４円	１，０４４円	１，１５７円
	要介護４	９１８円	９９７円	１，１３５円	１，２４９円
	要介護５	９７１円	１，０５２円	１，２１７円	１，３３１円

※利用者の状態に応じてリハビリテーション機能強化加算、個別リハビリテーション実施加算、療養食加算などがあります。

※食費、居住費などが別にかかります（保険外サービス）。

※課税状況等により、食費・居住費負担額の減額制度（３５ページに掲載）があります。

余市町内の短期入所療養介護事業所一覧

事業所名	住 所	電 話 番 号
介護老人保健施設 よいち	〒０４６－００１２ 余市町山田町２０１番地５	（０１３５）２１－４５６７
介護医療院 こじま	〒０４６－０００３ 余市町黒川町７丁目１３番地	（０１３５）２２－４８２７
介護医療院 なかじま	〒０４６－０００３ 余市町黒川町３丁目１０９番地	（０１３５）２２－３８６６

10. 短期入所生活介護（ショートステイ）

短期間（1～4週間程度）特別養護老人ホーム、養護老人ホームに入所しながら、介護や日常動作訓練が受けられます。



要支援1・2の方 介護予防 短期入所生活介護

施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。



要介護1～5の方 短期入所生活介護

施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。

＊＊利用料のめやす＊＊

■ 併設型 短期入所生活介護 ■

※部屋のタイプ別1日の利用料（1割の場合）

要介護度		従来型個室	多床室	ユニット型個室
予 防	要支援1	451円	451円	529円
	要支援2	561円	561円	656円
介 護	要介護1	603円	603円	704円
	要介護2	672円	672円	772円
	要介護3	745円	745円	847円
	要介護4	815円	815円	918円
	要介護5	884円	884円	987円

※利用者の心身状態や施設設置基準に応じて栄養管理体制加算、機能訓練加算等があります。

※食費、居住費などが別にかかります(保険外サービス)。

※課税状況等により、食費・居住費負担額の減額制度（35ページに掲載）があります。

余市町内の短期入所生活介護事業所一覧

事業所名	住 所	電 話 番 号
短期入所生活介護事業所 フルーツ・シャトー よいち	〒046-0003 余市町黒川町 19丁目1番地2	(0135) 22-5350
短期入所生活介護事業所 ショートステイわじゅん	〒046-0022 余市町沢町5丁目77番地	(0135) 22-2408

1 1. 福祉用具貸与

在宅での生活・介護に必要な車椅子や特殊ベッドなどの福祉用具を貸与します。



要支援1・2の方 介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、介護予防に役立つ品目について貸与します。



要介護1～5の方 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

福祉用具貸与の対象品目

- 要支援1・2および要介護1の方の対象用具
- 要介護2～5の方の対象用具

※下記●印以外については、要支援1・2と要介護1の人は原則として保険給付の対象外となっています。（ただし、必要性が認められる一定の状態にある方は、給付対象となります。）

- 車いす(自操用車いす、電動車いす、介助用車いす)
- 車いす付属品(クッションまたはパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等)
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル等)
- 床ずれ(じょくそう)防止用具
- 体位変換器
- 手すり(工事不要のもの)
- スロープ(工事不要のもの) (注)
- 歩行器 (注)
- 歩行補助つえ (注)
- 自動排泄処理装置
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具の部分を除く)

(注)のうち、一部の福祉用具は貸与と販売を選択できます。ケアマネジャーにご相談ください。



■サービス費用については、福祉用具貸与に要した費用の1割です。

■ 市町村特別給付として滑り止めマットの貸与 ■

滑り止めのための屋外用マット貸与を1か月間10,000円を限度に福祉用具貸与として1割～3割の利用者負担で利用できます。ケアマネジャーにご相談ください。

余市町内の福祉用具貸与事業所一覧

事業所名	住所	電話番号
(有)ドラックストアーさとう 福祉用具貸与事業所	〒046-0004 余市町大川町4丁目77番地1	(0135) 21-4156
(有)ひろし家具店 福祉用具貸与事業所	〒046-0003 余市町黒川町3丁目1番地	(0135) 22-5191

12. 福祉用具の購入費の支給

在宅での入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費を支給します。



要支援1・2の方 介護予防特定福祉 用具購入費支給

介護予防に役立つ入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費を支給します（年間10万円を上限）。



要介護1～5の方 特定福祉用具 購入費支給

入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費を支給します（年間10万円を上限）。

＊＊支給対象と支給金額＊＊

《支給対象》

厚生大臣が指定した特定福祉用具等

- (1)腰掛便座
- (2)自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー・チューブ・タンク等）
- (3)入浴補助用具（入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト）
- (4)簡易浴槽
- (5)移動用リフトのつり具の部分
- (6)貸与と販売の選択制の対象となる福祉用具（固定用スロープ・歩行車を除く歩行器・松葉づえを除く単点杖・多点杖）

《支給金額》

＊ 特定福祉用具の実際の購入費用の9割～7割が支給されます。

※特定福祉用具販売事業所以外で購入した福祉用具については、支給の対象になりません。
なお、町内の特定福祉用具販売事業所は25ページに記載。

《留意事項》

- ＊ 福祉用具を購入する前に、“支給対象となるかどうか”を必ずケアマネジャーまたは町に確認願います。
- ＊ 手続きには、指定の申請用紙がありますので、ケアマネジャーまたは町に確認願います。

13. 住宅改修費の支給

在宅で、実際に居住する住宅の手すりの取付け、床段差の解消など、小規模な住宅改修費用を支給します。



要支援1・2の方 介護予防 住宅改修費支給

手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を完了した際に、申請によって40万円(※)を上限に費用の9割～7割を介護保険から支給します。



要介護1～5の方 住宅改修費支給

手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を完了した際に、申請によって40万円(※)を上限に費用の9割～7割を介護保険から支給します。

※介護保険法では、住宅改修支給費の上限額は20万円となっていますが、余市町では独自に上限額を40万円に設定しています。

※※支給対象※※

■要支援・要介護者の心身の状況や住宅の状況から必要と認めた住宅改修

- (1) 手すりの取付け
 - (2) 床段差の解消
 - (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え(扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置も含む)
 - (5) 洋式便器等への取替え(水洗化に係る給排水設備工事を除く)
 - (6) 上記(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- ※詳細は、役場(介護保険係)に相談してください。

※介護保険の上限額は、同一住宅・同一対象者で40万円までとなっています。

※住宅改修は、実際に居住している住所地の住宅に係る改修費のみを対象とします。

《留意事項》

- * 新築の際の手すりの取付け等は対象となりません。
- * 住宅改修を実施する前に、“支給対象となるかどうか”を必ずケアマネジャーまたは町に確認願います。
- * 住宅改修を実施する前に、役場(介護保険係)に事前申請が必要です。
- * 申請前の改修については、支給対象外となります。



14. 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

予防 **要支援1・2の方
介護予防
居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、介護予防等を目的とした療養上の管理や指導を行います。

介護 **要介護1～5の方
居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

～ 主なサービス内容 ～

- 療養上の管理や指導
- 特別食の献立などの管理や指導
- 服薬等の管理や指導
- 口腔や義歯の管理や指導
- など

＊ ＊ 利用料のめやす ＊ ＊

1 回につき

	利用限度回数	利用料（1 割の場合）
医師が行う場合	1 か月に 2 回	5 1 5 円
歯科医師が行う場合	1 か月に 2 回	5 1 7 円
病院または診療所の薬剤師が行う場合	1 か月に 2 回	5 6 6 円
薬局の薬剤師が行う場合	1 か月に 4 回	5 1 8 円
管理栄養士が行う場合	1 か月に 2 回	5 4 5 円
歯科衛生士等が行う場合	1 か月に 4 回	3 6 2 円

※医師が当該月に医療保険において「在宅時医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合、各専門職において単一建物居住者複数人に対して行う場合など、利用料が上記と異なる場合があります。

※疼痛緩和のため特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、薬剤師が当該薬剤に関する必要な薬学的管理指導を行った場合、1 回につき加算（1 0 0 円）があります。その他各種加算があります、

※訪問に要した交通費は、保険適用外です。

15. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症のある方(要支援2以上)が少人数で共同生活をし、家庭的な環境のもとで、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や機能訓練を受けられます。

＊利用料のめやす(共同生活住居の数2以上の場合)

1日につき

介護度		利用料（1割の場合）
介護予防（要支援2）		749円
介護	要介護1	753円
	要介護2	788円
	要介護3	812円
	要介護4	828円
	要介護5	845円

※原則として、他の市町村のサービスは利用できません。



※初期加算（入所した日から30日以内）、医療連携体制加算、認知症専門ケア加算などの加算があります。

※グループホームの入所費用(居住費・食費・光熱費・暖房費など)が別にかかります(保険外サービスで事業所により料金が異なります)。

余市町内のグループホーム一覧

事業所名	住所	電話番号
高齢者グループホーム フルーツ・シャトーよいち	〒046-0003 余市町黒川町19丁目1番地2	(0135)22-5350
グループホーム 延寿園	〒046-0003 余市町黒川町12丁目3番地	(0135)22-1132
グループホーム 美優さくらんぼ	〒046-0003 余市町黒川町13丁目36番地14	(0135)23-2500
グループホーム 夢	〒046-0003 余市町黒川町19丁目13番地2	(0135)21-6222
グループホーム こもれび	〒046-0014 余市町美園町199番地	(0135)22-7727
グループホーム なかじま	〒046-0004 余市町大川町4丁目23番地	(0135)30-7200
グループホーム ポランの家	〒046-0004 余市町大川町8丁目11番地	(0135)22-1577

16. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※要支援1・要支援2の方は、利用できません。原則、要介護3以上の方が利用できます。

※利用料のめやす※（1割負担の場合）

■ 居室のタイプ別利用料 ■

（1日につき）

介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	589円	589円	670円
要介護2	659円	659円	740円
要介護3	732円	732円	815円
要介護4	802円	802円	886円
要介護5	871円	871円	955円

※初期加算（入所から30日以内）、栄養マネジメント強化加算、認知症専門ケア加算、看取り介護加算等があります。

※保険外料金※

＊食費・居住費が別にかかります。

・課税状況等により、食費・居住費負担額の減額制度（35ページに掲載）があります。

＊理美容代、個人用の日用品などの日常生活の便宜についての費用が別にかかります。

※事業所により料金が異なりますので、事業所にご確認ください。

余市町内の事業所一覧

事業所名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち	〒046-0003 余市町黒川町 19丁目1番地2	(0135) 22-5350

※入所申し込みは、住んでいる市町村に関係なく可能です。



17. 介護老人保健施設

状態が安定し、リハビリテーションや看護が必要な方が入所でき、医師の指導のもとで、介護やリハビリ等が受けられ、家庭復帰を目指します。

※要支援1・要支援2の方は、利用できません。

利用料のめやす (1割負担の場合)

■ 主な居室タイプ別利用料 (1日につき) ■

介護度	従来型個室	多床室
要介護1	717円	793円
要介護2	763円	843円
要介護3	828円	908円
要介護4	883円	961円
要介護5	932円	1,012円



※初期加算 (入所から30日以内)、リハビリテーションマネジメント加算、栄養マネジメント強化加算、経口移行加算、療養食加算などがあります。利用時にご確認ください。

保険外料金

*食費・居住費が別にかかります。

・課税状況等により、食費・居住費負担額の減額制度 (35ページに掲載) があります。

*理美容代、個人用の日用品などの日常生活の便宜についての費用が別にかかります。

※事業所により料金が異なりますので、事業所の利用料をご確認ください。

余市町内の介護老人保健施設一覧

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設 よいち	〒046-0012 余市町山田町201番地5	(0135)21-4567

※入所申し込みは、住んでいる市町村に関係なく可能です。

18. 介護医療院

長期の療養を必要とする方に対し、在宅の生活への復帰をめざして医学的管理のもとで介護や医療を行う施設です。

利用料のめやす（1割負担の場合）

■ 居室のタイプ別利用料 ■ （1日につき）

介護度	Ⅱ型介護医療院 従来型個室	Ⅱ型介護医療院 多床室
要介護1	675円	786円
要介護2	771円	883円
要介護3	981円	1,092円
要介護4	1,069円	1,181円
要介護5	1,149円	1,261円



※初期加算、栄養マネジメント強化加算、経口移行加算、療養食加算などがあります。利用時にご確認ください。

保険外料金

*食費・居住費が別にかかります。

- ・事業所により料金が異なりますので、事業所の利用料をご確認ください。
- ・課税状況等により、食費・居住費負担額の減額制度（35ページに掲載）があります。

*理美容代、個人用の日用品などの日常生活の便宜についての費用が別にかかります。

- ・事業所により料金が異なりますので、事業所の利用料をご確認ください。

余市町内の介護医療院一覧

事業所名	住所	電話番号
介護医療院 こじま	〒046-0003 余市町黒川町7丁目13番地	(0135) 22-4827
介護医療院 なかじま	〒046-0003 余市町黒川町3丁目109番地	(0135) 22-3866

19. 特定施設入居者生活介護

特定施設の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホームなどに入所している方も、必要な介護サービスを介護保険から受けられます。



要支援1・2の方 介護予防特定施設 入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を行います。



要介護1～5の方 特定施設 入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を行います。

～ 主なサービス内容 ～

※包括型（一般型）特定施設と外部サービス利用型に区分されます。

■食事や入浴、排せつの介助 ■日常生活の世話 ■機能訓練 など

＊ ＊利用料のめやす＊ ＊

■ 包括型（一般型）特定施設入居者生活介護費 ■（1日につき）

介護度	利用料（1割の場合）
要支援1	183円
要支援2	313円
要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円



＊ 夜間看護体制加算、個別機能訓練加算などがあります。

■ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 ■（１日につき）

サービス内容			利用料（１割の場合）
基本部分 （１日につき）	要支援１・要支援２		５７円
	要介護１～５		８４円
訪問介護	身体介護	１５分未満	９４円
		１５分～３０分未満	１８９円
		３０分～１時間３０分未満 （※１５分増す毎に）	２５６円 （８５円）
	生活援助	１５分未満	４８円
		１５分～１時間未満 （※１５分増す毎に）	９４円 （４８円）
	通院等乗降介助	１回につき	８５円
他の訪問系サービス及び通所系サービス			通常の各サービスの基本部分 の９０／１００の報酬単位
福祉用具貸与			通常の福祉用具貸与と同様

※訪問介護は、要介護１～５の方のみ利用できます。

＊ ＊保険外料金＊ ＊

＊有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホームの入所費用が別にかかります。

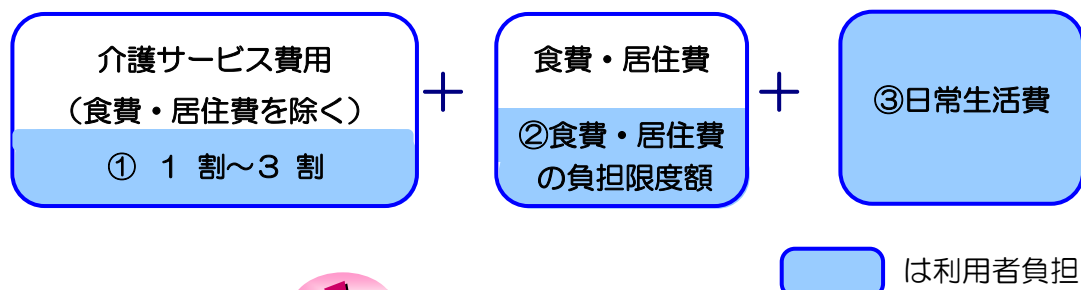
《留意事項》

- ＊有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホームなどに入所している方のみの利用になります。
- ＊なお、“養護老人ホームかるな和順”は外部サービス利用型の該当施設になりますが、養護老人ホームは、６５歳以上で低所得に加え、身寄りがなく虚弱であるなど、自宅での生活が困難な高齢者を対象とする措置施設となりますので、施設へ直接申し込みすることはできません。役場介護保険係または福祉係にご相談ください。



施設サービスの利用者負担

施設に入所（またはショートステイを利用）した場合の利用者負担額は、①食費・居住費以外のサービス費用の1割～3割、②食費・居住費の負担限度額（課税世帯の方は全額自己負担）③日常生活費の合計額となります。



減額を受けるためには**事前申請が必要**です。

※利用者負担段階については、世帯の課税状況、合計収入額及び年金収入額（非課税年金額含む）並びに預貯金等の額に応じて決定します。（世帯を分離している配偶者を含む。）

● 利用者負担段階別 食費の負担額（1日あたり）

利用者負担段階 内 容	基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費（施設入所者）	1,445 円	300 円	390 円	650 円	1,360 円
食費（ショートステイ利用者）	1,445 円	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円

※課税世帯の方の負担額は、1日あたり1,445円の基準費用額を実際に食事の提供に要した費用の額が下回る場合は、実際に食事の提供に要した費用の額となります。

● 利用者負担段階別 居住費の負担額（1日あたり）

居室の種類		基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
ユニット型個室		2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円
ユニット型個室的多床室		1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
従来型個室	特養	1,231 円	380 円	480 円	880 円	880 円
	老健・医療院等	1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
多床室	特養	915 円	0 円	430 円	430 円	430 円
	老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697 円	0 円	430 円	430 円	430 円
	老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437 円	0 円	430 円	430 円	430 円

※課税世帯の方の負担額は、1日あたりの基準費用額を実際に居住等に要した費用の額が下回る場合は、実際に居住等に要した費用の額となります。

高額介護サービス費

在宅や施設サービスの利用者負担額（月額）が、下表の上限月額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。



払い戻しを受けるためには**申請が必要**です。

「申請書」を役場の窓口に提出して下さい。（生活保護の方は申請不要です。）

世 帯	利用者負担の上限月額
生活保護の受給者	15,000 円
世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金の受給者	個人 15,000 円 世帯 24,600 円

世 帯	利用者負担の上限月額
世帯全員が町民税非課税であって、 合計所得金額＋課税年金収入額 ≤ 80万9千円／年を満たす者	個人 15,000 円 世帯 24,600 円

世 帯	利用者負担の上限月額
世帯全員が町民税非課税であって、上記に掲げる以外の者	24,600 円

世 帯		利用者負担の上限月額
町民税課税世帯	課税所得380万円（年収約770万円）未満の者	44,400 円
	課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の者	93,000 円
	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の者	140,100 円

高齢者に対するその他の各種事業

余市町では、前ページまでの介護保険サービス以外にも、高齢者の在宅生活を支援するため、独自事業を実施しています。

ご利用については、民生部 保険課 介護保険係 (TEL 21-2119)

民生部 福祉課 福祉係 (TEL 21-2120)

余市町地域包括支援センター (TEL 48-6015)

余市町在宅介護支援センターかるな (TEL 22-3115)

へお気軽にご相談ください。

事業名称	事業内容	備考
緊急通報 システム事業	身体上の慢性疾患などにより日常生活に支障があり、緊急時における対応ができないと認められる65歳以上の方の自宅に緊急通報装置を設置し、24時間を通じて専門知識を有するオペレーターが電話による相談・緊急通報を受け緊急事態と判断した場合については、消防署に通報するとともに、特に緊急を要する場合は、協力員等に現場確認の駆け付けを要請します。	〈利用料〉無 料 (但し、通話料金は利用者負担) ※24時間の対応が可能
高齢者等除雪 サービス事業	冬期間、身体的・経済的な理由により、自力で除雪できない家庭に対して、生活道路等を確保します。	〈利用料〉無 料
訪問配食 サービス事業	65歳以上の単身世帯及び高齢者世帯等で栄養改善又は在宅における自立支援が必要な方を対象とし、定期的に調査を行いながら、栄養バランスのとれた食事を提供します。	〈利用回数〉週1～2回 〈利用料〉1食あたり450円
いきいき ふれあい教室	町内に在住する65歳以上の方に対して閉じこもり予防、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、その他介護予防に必要なサービスを提供します。	〈事業実施〉 在宅介護支援センターかるな 〈実施回数〉1人月2回 〈利用料〉1回500円
成年後見制度 利用支援事業	町内に在住する65歳以上の方で、成年後見等が必要である方に対して、成年後見人申立て等の支援を行います。	※ただし利用対象者となるには、一定の条件があります。

事業名称	事業内容	備考
地域介護予防 活動支援事業	町内に在住する65歳以上の方々の介護予防支援を目的として活動するボランティア団体等を対象として、介護予防に関する対象団体の組織化、育成、支援及び援助等を行います。	〈事業実施〉 在宅介護支援センターかるな
住宅改修支援事業	居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていない要介護又は要支援者から住宅改修の申請に係る理由書作成を依頼された事業所に対しての手数料を助成します。	1件につき2,000円 ※利用者の負担はありません。
地域まるごと元気 アッププログラム 運動教室	町内に在住する65歳以上の方に対して、体力測定及び、基礎体力に合った運動プログラムを実施して体力、筋力の向上を図るなど要支援又は要介護状態となることを予防するサービスを提供します。	〈実施回数〉 1人週1回 〈利用料〉 1か月500円
ふまねっと教室	町内に在住する65歳以上の方に対して、50センチ四方のマスを並べ、その中で手や足を連動させ、様々なパターンのステップを踏むという運動により要支援又は要介護状態、及び認知症となることを予防するサービスを提供します。	〈実施回数〉 月2回程度 〈利用料〉 1回100円

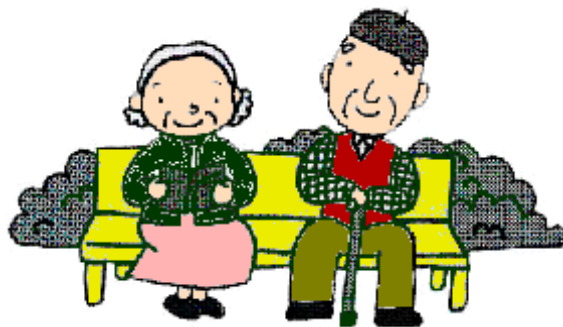
＊ 身体障がい者に関する助成・援護制度 ＊

身体に障がいをもつ方の在宅生活を支援するため、各種サービスがあります。
ご利用については、民生部福祉課福祉係（TEL 21-2120）へお問い合わせください。

名 称	対 象	内 容	備 考
重度身体障がい者等日常生活用具給付	重度の身体障がい者 （別途対象要件あり）	自立生活用具 （入浴補助用具、歩行補助用具、音声時計、屋内信号装置など） 在宅療養等支援用具 （透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器など）	原則 1 割負担 ※負担上限月額あります。 役場福祉係窓口へ申請。
補装具費給付	身体障害者手帳保持者	視覚障がい （盲人安全杖、義眼、眼鏡など） 聴覚障がい（補聴器） 肢体不自由 （義手、義足、装具、座位保持装置、車椅子、電動車いす、歩行器など）	原則 1 割負担 ※負担上限月額あります。 役場福祉係窓口へ申請。
タクシー料金割引	身体障害者手帳保持者	乗車料金の 1 割引	乗車時に身体障害者手帳を提示してください。
バス運賃割引	身体障害者手帳保持者	第 1 種：本人と介護者 1 名 第 2 種：本人のみ バス運賃 5 割引	料金支払いの際、身体障害者手帳を提示して下さい。
有料道路割引	第 1 種身体障がい者	本人運転及び介護者が運転し、本人同乗している場合 5 割引	役場福祉係窓口へ事前申請手続きが必要。 有効期限等記載された手帳を料金所へ提示してください。
	第 2 種身体障がい者	本人運転の場合に限り 5 割引	
JR 運賃割引	第 1 種身体障がい者	本人と介護者が一緒に乗車→乗車距離にかかわらず、共に 5 割引 本人単独で乗車→片道 100km を超える場合に限り 5 割引	乗車券購入の際、身体障害者手帳を提示してください。
	第 2 種身体障がい者	本人のみ片道 100km を超える場合 5 割引	
航空運賃割引	身体障害者手帳保持者 （12 歳以上）	本人と介護者 1 名 ・国内線のみ適用。 ・各航空運送事業者により、割引運賃額が異なります。	航空券お買い求めの際、身体障害者手帳を提示してください。
NHK 受信料減免	身体障がい者のいる世帯で住民税非課税世帯	全額免除	役場福祉係窓口で申請手続。
	世帯主が視覚又は聴覚障がい者若しくは世帯主が重度（1 級又は 2 級）の身体障がい者	半額免除	

[illegible]

[illegible]



介護保険ガイドブック

発行 余市町

2025年9月

編集 余市町役場保険課

住所 〒046-8546
北海道余市郡余市町朝日町26番地

電話 0135-21-2119